

防整技第5257号  
令和2年3月31日

大臣官房会計課長  
地方協力局施設管理課長  
防衛大学校総務部管理施設課長  
防衛医科大学校事務局経理部施設課長  
防衛研究所企画部総務課長  
統合幕僚監部総務部総務課長  
陸上幕僚監部防衛部施設課長  
海上幕僚監部防衛部施設課長 殿  
航空幕僚監部防衛部施設課長  
情報本部計画部事業計画課長  
各地方防衛局調達部長  
帯広防衛支局長  
熊本防衛支局長  
名護防衛事務所長  
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設技術管理官  
(公印省略)

建設工事に係る技術業務の契約等に係る環境配慮型プロポーザル方式  
の試行について（通知）

標記について、防衛省が実施する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1項に規定する建設工事をいう。）において、高度な技術的判断を必要とする設計業務等の契約の方式については、建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28.3.31）によりプロポーザル方式にて実施することとしていることから、環境配慮型プロポーザル方式の実施等基本方針を別紙のとおり定め、令和2年4月1日以降に手続開始の公示を行う技術業務において試行することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、建設工事に係る技術業務の契約等に係る環境配慮型プロポーザル方式の試行について（防整技第7404号。28.4.1）は、令和2年3月31日をもって廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設  
計画官

## 環境配慮型プロポーザル方式の試行について

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成19年法律第56号）が施行され、これを受けて「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（平成19年12月7日閣議決定、平成31年2月8日変更閣議決定。以下、「基本方針」という。）が定められたことを踏まえ、環境配慮型プロポーザル方式の実施等基本方針を次のとおり定める。

- 1 環境配慮型プロポーザル方式の手続きは、建設工事に係る技術業務の契約等におけるプロポーザル方式の実施細則について（防整施第5251号。令和2年3月31日）のプロポーザル方式によるものとし、適用に当たっては、整備計画局施設技術管理官付と協議されたい。

なお、公示及び説明書において、環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である旨を明記するものとする。

- 2 基本方針4. 第1項目関係

環境配慮型プロポーザル方式は、建築・設備関係の建設コンサルタント業務としてプロポーザル方式により発注するものを対象とする。

ただし、基本方針4. 第1項ただし書き「当該事業の主目的に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される事業、温室効果ガス等の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない事業等」に係る業務については、対象外とすることができる。

- 3 基本方針4. 第2項目関係

設計成果には、建設工事における環境保全性基準について（防整技第4375号。29. 3. 27）による官庁施設の環境保全性基準に適合した環境保全性に係る性能を求める旨を特記仕様書に明記するものとする。

- 4 基本方針4. 第3項目関係

温室効果ガス等の排出削減に関する技術提案は、精緻な数値目標等を求めるものではなく、設計に当たっての考え方や具体的取組方法等を求めるものとする。

また、特定された技術提案書に盛り込まれた温室効果ガス等の排出の削減に関する内容のうち、経済性のほかに効果と実現可能性等を考慮して実施すべきと判断したものについては、特記仕様書に明記しその実現にできる限り努めるものとする。

する。

#### 5 基本方針4．第4項目関係

環境配慮型プロポーザル方式を採用した業務においては、官庁施設の環境保全性基準等に基づく環境保全性に係る性能の評価の実施について特記仕様書に明記することにより、設計成果について総合的な環境保全性能及び生涯二酸化炭素排出量（LCCO<sub>2</sub>）の評価を設計者に確実に求めるものとする。